

令和 7 年度家畜保健衛生事業計画

令和 6 年度家畜保健衛生事業成績



令和 7 年 7 月

福井県家畜保健衛生所

目 次

【概況】

I 所在地	1
II 沿革	2
III 施設	2
IV 組織および分掌事務	2
V 家畜飼養頭羽数	3

【令和7年度家畜保健衛生事業計画】

I 事業重点施策	4
1 監視伝染病の発生予防とまん延防止	
2 若狭牛の生産拡大	
3 安全な畜産物の供給と生産性の向上	
4 人獣共通感染症の発生防止	
II 事業実施方針	5
1 家畜伝染病予防事業	
2 家畜衛生技術普及強化事業	
III 家畜衛生関係手数料一覧表	8
1 福井県手数料徴収条例（抜粋）	
2 家畜保健衛生所使用料および手数料徴収条例（抜粋）	
3 動物用医薬品販売関係申請手数料	
IV 主要事業の実施要領等	9
第1 牛関係事業	
第2 豚関係事業	
第3 家きん関係事業	
第4 共通事業	
V 福井県防疫対策要領等（一部）	13
1 福井県牛伝染性リンパ腫防疫対策要領	
2 福井県ヨーネ病防疫対策要領	

【令和6年度家畜保健衛生事業成績】

I	家畜伝染病予防事業成績	24
	第1 予防事業 総括表	
	1 ヨーネ病検査成績	
	2 牛伝染性疾病検査成績	
	3 牛海綿状脳症検査成績	
	4 豚熱検査成績	
	5 豚伝染性疾病検査成績	
	6 野生いのしし豚熱検査成績	
	7 豚熱ワクチン接種事業	
	8 伝達性海綿状脳症検査成績（めん羊・山羊）	
	9 家きん伝染性疾病検査成績	
	10 腐蛆病検査成績	
	第2 監視伝染病発生状況	
II	家畜衛生技術普及強化事業成績	32
	1 総括表	
	2 家畜飼養衛生環境改善特別指導事業	
	3 繁殖管理技術指導事業	
	4 動物用医薬品品質確保特別対策事業	
	5 動物薬事関係業務	
	6 受精卵移植技術向上対策事業	
	7 若狭牛生産衛生管理対策事業	
	8 家畜伝染病まん延防止対策事業	
	9 酪農経営安定化事業	
III	病性鑑定成績	37
	1 概要	
	2 家畜別病性鑑定実施件数	
	3 月別病性鑑定実施件数	
	4 依頼者別内訳	
	5 項目別病性鑑定実施件数	
	6 依頼目的別病性鑑定実施件数	
	7 主な畜種別病性鑑定結果	

【概 況】

I 所在地

福井県家畜保健衛生所

〒918-8226 福井県福井市大畑町第69号10番1

Tel: 0776-54-5104 Fax: 0776-54-5966



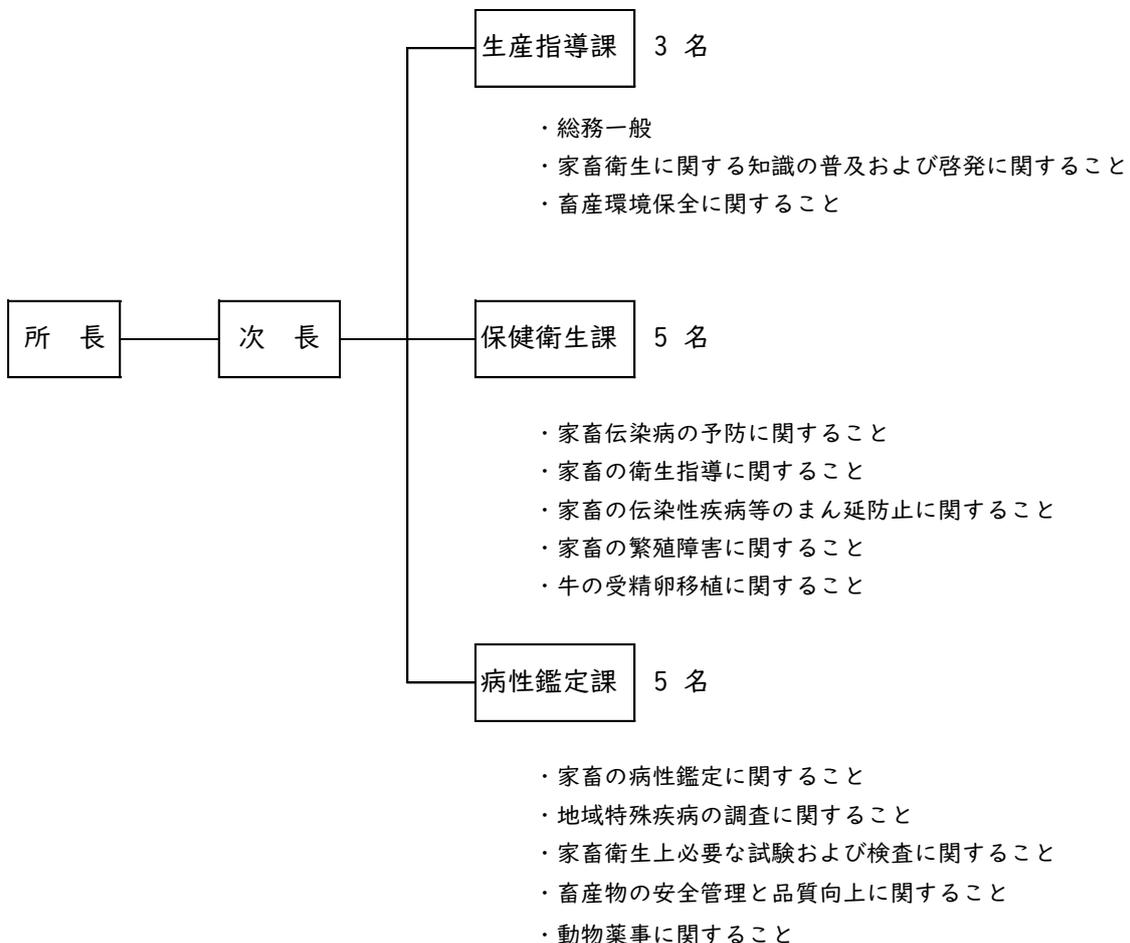
Ⅱ 沿 革

家畜保健衛生所は、当初家畜衛生指導所として、昭和 24 年に福井、丸岡、小浜の 3 か所に設置され、翌年、家畜保健衛生所法制定に伴い、県下 8 か所に設置された。その後、昭和 43 年に福井県家畜保健衛生所、坂井、勝山、朝日、南条、敦賀および小浜連絡所として設置された。さらに、昭和 47 年から福井県家畜保健衛生所、福井県家畜保健衛生所嶺南支所（平成 8 年に福井県嶺南家畜保健衛生センターに改称）が設置され、平成 12 年 12 月に福井県家畜保健衛生所が新築移転した。令和 2 年 3 月 31 日付けで福井県嶺南家畜保健衛生センターを廃止し、同年 4 月 1 日に福井県家畜保健衛生所に集約した。

Ⅲ 施 設

福井県家畜保健衛生所は、敷地面積 4,568 m²に鉄筋コンクリート造 2 階建ての本館 1,541 m²のほか、実験動物飼育舎、車庫、排水処理施設等を設置し、病性鑑定機能を有する施設である。

Ⅳ 組 織 お よ び 分 掌 事 務



V 家畜飼養頭羽数

(R7年3月31日 中山間農業・畜産課調)

畜種	乳用牛		肉用牛		豚		採卵鶏		肉用鶏		馬		山羊	
	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	頭数	戸数	頭数
福井市	3	146	3	260			4	5,041	1	26,000	5	50	7	26
敦賀市	1	28	2	52			1	285			1	2	2	6
小浜市														
大野市	4	136			1	168								
勝山市	3	134					1	150			2	5	1	18
鯖江市							1	195						
あわら市	2	149					2	196,311	1	36,000	1	10		
越前市			1	20	1	2,275	3	37,060						
坂井市	2	46	13	959			4	453,550	1	16,000	1	9	2	5
池田町			3	249			1	400						
南越前町							1	300						
越前町														
美浜町	1	58	2	107							1	1	1	4
高浜町														
おおい町			1	16			1	195			1	6	3	3
若狭町	1	30	2	34			1	7,000					2	2
官公署 学校等	2	203	2	132	3	8	2	3,279			1	2	3	18
合計	19	930	29	1,829	5	2,451	22	703,766	3	78,000	13	85	21	82

【令和7年度家畜保健衛生事業計画】

I 事業重点施策

1 監視伝染病の発生予防とまん延防止

家畜伝染病予防法に基づく定期検査および立入検査により、監視伝染病（家畜伝染病又は届出伝染病）の発生予防・予察およびまん延防止を図る。特に、口蹄疫、牛海綿状脳症、高病原性鳥インフルエンザおよび低病原性鳥インフルエンザ、豚熱などの社会的に影響が大きい特定家畜伝染病については、発生の未然防止に重点を置いた危機管理体制の充実を図る。

2 若狭牛の生産拡大

生産性を阻害している要因の除去に努めるとともに、優良な受卵牛の選定と適切な受精卵移植により若狭牛の生産拡大を図るほか、子牛の育成管理指導を強化する。

3 安全な畜産物の供給と生産性の向上

生産段階からの衛生検査・巡回指導による飼養環境の改善、家畜排せつ物の管理適正化、動物用医薬品の適正使用、さらに、生産履歴管理（トレーサビリティシステム）の徹底を図り消費者に高品質で安全な畜産物の供給に努める。また、家畜の高能力化に伴う生産病を予防するため、衛生対策の強化を推進し、生産性の向上に努める。

4 人獣共通感染症の発生防止

家畜を介して人に重大な疾病を引き起こす人獣共通感染症（サルモネラ、鳥インフルエンザ、クリプトスポリジウム等）について調査や遺伝子情報の解析を行い、防疫対策の強化に努める。

II 事業実施方針

I 家畜伝染病予防事業

(1) 牛

ア 牛海綿状脳症 (BSE)

「牛海綿状脳症特別措置法」や「牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、BSE の特定症状を呈する牛および特定症状以外の BSE が否定できない症状を示す牛について、法第5条に基づく検査を実施する。

イ ヨーネ病

清浄度を維持するため、乳用牛および繁殖用肉用牛を対象に、法第5条に基づき計画的に5年ごとの検査を実施し、患畜の早期発見に努める。また、公共牧場で通年飼育されている乳用牛および繁殖用肉用牛については、毎年の検査を実施し、清浄度の維持に万全を期す。さらに、県外から導入する乳用牛および繁殖用肉用牛については、全頭着地検査を実施する。

ウ アカバネ病

全国的サーベイランスとして未越夏牛を対象に6～11月にかけて抗体調査を実施し、流行状況の解析と発生予察に努める。

エ 結核およびブルセラ症

清浄性維持サーベイランスとして輸入牛の結核およびブルセラ症、流死産した母牛のブルセラ症の検査等を実施し、患畜の早期発見に努める。

オ 牛伝染性リンパ腫

地域的サーベイランスとして、放牧牛を中心に抗体検査を行い、陽性牛の早期淘汰および衛生指導を行うことによりまん延防止を図る。

カ その他の監視伝染病

その他の主要な呼吸器病(牛RSウイルス病、牛パラインフルエンザ等)や下痢症等の抗体検査を実施し発生予防や発生予察に努める。

(2) 豚

豚熱、アフリカ豚熱、オーエスキー病、豚繁殖・呼吸障害症候群 (PRRS) を最重点に取り組む。

ア 豚熱

ワクチン接種を実施し、その抗体保有状況を把握し発生予防に努める。
病性鑑定材料を用いて遺伝子検査を行う。

イ アフリカ豚熱

病性鑑定材料を用いて遺伝子検査を行う。

ウ オーエスキー病 (AD)

県の防疫対策要領に基づき、繁殖豚および県外導入豚の抗体検査を実施し、陽性豚については淘汰指導を積極的に行い清浄度の維持に努める。

エ 豚繁殖・呼吸障害症候群（PRRS）

繁殖養豚農家ごとの抗体検査を実施し、その浸潤状況を把握し、発生予防に努める。

オ その他の豚の疾病

主要な呼吸器病（萎縮性鼻炎、豚胸膜肺炎等）や下痢症（伝染性胃腸炎、豚流行性下痢等）等の伝染性疾病についても検査を実施し、予防措置を指導する。

（3）めん羊・山羊

法第5条により伝達性海綿状脳症（TSE）検査対応マニュアルに基づいて、めん羊・山羊の病性鑑定を実施する。

（4）家きん

高病原性鳥インフルエンザおよび低病原性鳥インフルエンザについては、法第5条により同病に関する特定家畜伝染病防疫指針等に基づく定点モニタリング検査および強化モニタリング（一元モニタリング）検査を継続し、養鶏農家の巡回指導を徹底し、早期発見指導に努める。

伝染性疾病（ニューカッスル病、鳥マイコプラズマ症等）について抗体検査を実施し、患畜の早期発見と適切な予防措置を指導する。

（5）馬

馬伝染性貧血については、国内の清浄性が確認されたことから、馬伝染性貧血の自衛防疫指針に基づき、輸入馬について着地検査時に自主検査を受けるよう助言・指導する。なお、飼養衛生管理基準の遵守を指導する。

（6）蜜蜂

県外へ転飼する養蜂群を中心に、法第5条により検査（臨床、細菌）を行い、腐蛆病の発生予防に努める。

（7）集合施設

家畜共進会等について、法第51条に基づき立入り、消毒の実施を指導し、伝染性疾病の発生予防に努める。

（8）飼養衛生管理基準の遵守指導

生産段階における衛生的な飼養管理が徹底されるように、家畜の飼養者に対して飼養衛生管理基準の遵守を指導する。また、家畜の健康観察と異状を発見した際の早期通報の徹底および埋却地の確保を指導する。

（9）輸家家畜

輸入検疫開放後の家畜に対し、着地時に立入検査を実施するとともに3ヶ月間の隔離飼養を指導し、期間中の立入検査を行う。なお、輸入馬については、馬伝染性貧血の自衛防疫指針に基づく助言・指導を行う。

(10) 豚熱 (CSF) 清浄化対策事業

豚へのワクチン接種を行うとともに、野生いのししのモニタリング調査等を実施することにより、CSF の発生防止に努める。併せて、アフリカ豚熱 (ASF) の検査も実施する。

2 家畜衛生技術普及強化事業

家畜の伝染性疾病や飼養環境による生産阻害を防止し、生産性の向上を図るとともに、良質で安全な畜産物の生産を推進する。

(1) 牛

ワクチンおよび医薬品使用状況調査や適正使用指導を行うとともに、家畜飼養環境の改善を図る。また、乳用牛については、繁殖障害の防除のための検査や指導を、診療獣医師と連携して行うとともに、血液生化学検査や乳房炎検査を実施し、効率的診療の助言を行う。肉用牛については、若狭牛の生産性や肉質の向上に努めるとともに、受精卵移植により、若狭牛の生産の振興に努める。

(2) 豚

ワクチンおよび医薬品使用状況調査や適正使用指導を行うとともに、家畜飼養環境の改善を図り、慢性疾病による生産性低下の防止に努める。

(3) 家きん

ワクチンおよび医薬品使用状況調査や適正使用指導を行うとともに、家畜飼養環境の改善を図り、慢性疾病による生産性低下の防止に努める。また、家きん農家でのサルモネラの汚染状況調査を実施し、対策を講じる。

Ⅲ 家畜衛生関係手数料一覧表

1 福井県手数料徴収条例（抜粋）

区 分	金 額（円）
農林水産部関係抜粋	
39 家畜検査手数料	
1 結核	220
2 馬伝染性貧血	1,200
3 トリコモナス病	340
4 ブルセラ症	220
5 寄生虫病	320
6 家きんサルモネラ症（ひな白痢）	60
7 腐蛆病	130
8 ヨーネ病	200

2 家畜保健衛生所使用料および手数料徴収条例（抜粋）

区 分	金 額（円）
三 病性鑑定手数料	
イ 血液生化学検査手数料	1件につき 1,720
ロ 乳房炎検査手数料	1件につき 1,580
ハ 遺伝子検査手数料	1件につき 2,140
四 牛の受精卵移植手数料	1頭1回につき 5,880
五 死亡家畜等の焼却手数料	
イ 月齢が満12か月以上の牛	1頭につき 28,000
ロ 月齢が満6か月以上満12か月未満の牛	1頭につき 14,000
ハ 月齢が満6か月未満の牛	1頭につき 7,000
ニ 体高が147cm以上の馬	1頭につき 28,000
ホ 体高が147cm未満の馬	1頭につき 14,000
ヘ 豚、めん羊、山羊その他規則で定める動物	1頭につき 7,000

3 動物用医薬品販売関係申請手数料

区 分	金 額（円）
動物用医薬品販売業許可申請手数料	29,000
動物用医薬品販売業許可更新申請手数料	11,000
動物用医薬品販売業許可証書き換え手数料	2,000
動物用医薬品販売業許可証再交付手数料	2,900
動物用高度管理医療機器等販売・貸与業許可申請手数料	29,000

Ⅳ 主要事業の実施要領等

第Ⅰ 牛関係事業

Ⅰ 乳用牛衛生指導事業実施要領

(1) 目的

乳用牛の伝染性疾病や飼養環境による生産阻害を防止し、生産性の向上を図る。

(2) 対象

乳用牛

(3) 検査

- ア 導入牛検査（ヨーネ病、牛伝染性リンパ腫等の抗体検査）
- イ 牛伝染性鼻気管炎、イバラキ病、牛流行熱等の浸潤状況調査
- ウ 異常産検査（アカバネ病等）
- エ 乳房炎検査（PLテスト、細菌検査）
- オ 血液生化学検査（肝機能検査等）
- カ 寄生虫検査
- キ その他

(4) 実施方法および指導

計画書に基づき巡回・検査・調査を行い、関係機関と連携して指導を実施する。

Ⅱ 肉用牛衛生指導事業実施要領

(1) 目的

肉用牛の伝染性疾病や飼養環境による生産阻害を防止し、生産性の向上を図る。

(2) 対象

肉用牛（繁殖牛・肥育牛）

(3) 検査

- ア 導入牛検査（ヨーネ病、牛伝染性リンパ腫等の抗体検査）
- イ 牛伝染性鼻気管炎、牛流行熱等の浸潤状況調査
- ウ 異常産検査（アカバネ病等）
- エ 血液生化学検査
- オ 寄生虫検査
- カ 繁殖検査
- キ その他

(4) 実施方法および指導

市町からの依頼に基づき計画を樹立したうえで、市町の指定する協力獣医師および関係機関と連携して定期巡回指導と成績検討を実施し、経営の改善を図る。

3 繁殖管理技術指導事業実施要領

(1) 目的

繁殖障害の発生予防と早期受胎を促進するため必要な検査ならびに指導を行い生産性向上と経営安定を図る。

(2) 対象

乳用牛

(3) 検査

ア 臨床検査

イ 繁殖検査

ウ その他

(4) 実施方法および指導

市町からの依頼に基づき、計画を樹立したうえで、市町の指定する協力獣医師および関係機関と連携して定期巡回指導と成績検討を実施し、経営の改善を図る。

4 若狭牛生産衛生管理対策事業実施要領

(1) 目的

若狭牛生産農家においてビタミン等の微量成分の給与状況や盲目、浮腫などの疾病発生状況を調査するとともに血液生化学検査を実施し、疾病発生予防と肉質の良い若狭牛の生産を図る。

(2) 対象

肉用牛

(3) 検査

ア 臨床検査

イ 血液生化学検査

ウ 枝肉調査

エ その他（給与飼料の聞き取り等）

(4) 実施方法および指導

関係機関と連携して生産指導および衛生指導を実施する。

5 受精卵移植技術向上対策事業実施要領

(1) 目的

受精卵移植により若狭牛の生産を推進し受胎率の向上と技術の普及を図る。

(2) 対象

乳用牛、肉用牛(繁殖牛)

(3) 検査

ア 受卵牛の衛生検査

イ 受精卵移植の衛生検査

ウ 移植後の衛生検査

(4) 指 導

受胎率の向上のため適正な飼養管理技術の指導を行う。

6 酪農経営安定化事業

(1) 目 的

妊娠期の乳牛の健康診断を実施し、産後の起立不能および乳房炎を減らし、酪農経営の安定化を図る。

(2) 対 象

乳用牛

(3) 検 査

ア 血液生化学検査（肝機能、脂質代謝等）

イ 乳房炎精密検査（細菌検査、薬剤感受性試験）

ウ 細菌検査（糞便の細菌検査）

(4) 実施方法および指導

検査を実施し、検査結果に基づき診療獣医師および関係機関と連携し指導を実施する。

第2 豚関係事業

I 豚衛生指導事業実施要領

(1) 目 的

豚の伝染性疾病や飼養環境による生産阻害を防止し、経済効果の高い良質な豚肉生産の推進を図る。

(2) 対 象

豚

(3) 検 査

ア 県内の清浄性確認のための検査

オーエスキー病、豚繁殖・呼吸障害症候群

イ 浸潤状況の把握および予防接種の効果の確認のための検査

豚熱

ウ 異常産調査

エ その他

(4) 実施方法および指導

計画書に基づき巡回・検査・調査を行い、関係機関と連携して指導を実施する。

第3 家きん関係事業

I 家きん衛生指導事業実施要領

(1) 目的

家きんの伝染性疾病や飼養環境による生産阻害を防止し、良質で安全性の高い家きん卵、家きん肉生産の推進を図る。

(2) 対象

家きん（採卵鶏、肉用鶏）

(3) 検査

ア ニューカッスル病、鳥マイコプラズマ症等、伝染性疾病の抗体検査

イ サルモネラ汚染状況調査（採卵鶏）

ウ 高病原性鳥インフルエンザおよび低病原性鳥インフルエンザ立入検査

エ その他

(4) 実施方法および指導

計画書に基づき巡回・検査・調査を行い、関係機関と連携し対策を実施する。

第4 共通事業

I 家畜伝染病まん延防止対策事業実施要領

(1) 目的

家畜伝染病まん延防止のため特定疾病に対し監視を強化する。

(2) 対象

豚、家きん（採卵鶏、肉用鶏）、野鳥

(3) 検査

ア 鳥インフルエンザ、豚インフルエンザのモニタリング、抗体検査

イ 黄色ブドウ球菌等汚染状況調査

ウ その他

(4) 実施方法および指導

計画書に基づき巡回・検査・調査を行い、関係機関と連携して指導を実施する。

V 福井県防疫対策要領等

I 福井県牛伝染性リンパ腫防疫対策要領

牛伝染性リンパ腫のうち牛伝染性リンパ腫ウイルス（BLV）の感染によって発生する地方病性牛伝染性リンパ腫（以下「本病」という）は、ここ数年来、全国的にその発生が増加傾向にある伝染性の疾病である。現在、本病に対する治療法はなく、またワクチンの開発もなされていないので、防疫対策は畜産振興上、重大な問題となっている。

伝播様式は、垂直感染や水平感染があり、胎盤感染、経乳感染、汚染された注射針や直腸検査用手袋の連続的利用および吸血昆虫を介しての感染などが知られている。潜伏期は一般に長く、感染しても発症率は低いいため、本病で問題になっているのは、無症状で経過している感染牛が感染源となっていることである。発症牛では、消瘦、元氣消失、眼球突出、下痢、便秘などを呈する。全身のリンパ節、各実質臓器に広く腫瘤形成が認められ、予後不良となる。

1 目的

本県において比較的陽性率の高いフリーストール形式導入農家、放牧牛、放牧経験牛を中心に、乳用牛・繁殖和牛の大型農家および公共育成牧場において本病の実態を把握し、まん延防止に努める。

2 方法

- (1) ヨーネ病等のサーベイランス検査と平行して BLV 抗体検査を実施する。
- (2) 県外からの導入牛は着地検査を実施する。公共育成牧場に関しては、買取前および譲渡前に検査を実施する。
- (3) 抗体検査は BLV 抗原を用いたエライザで実施するが、6 か月齢未満の子牛が陽性になった場合、6 か月齢以降に再検査を実施する。また、必要に応じて PCR 法などの精密検査を実施する。

3 指導

- (1) 感染牛は隔離して淘汰することを基本方針とする。
- (2) 県外より牛を導入する際は、陰性証明の添付を求めるなど、抗体陰性牛を導入するよう努める。
- (3) 県外より牛を導入した場合、家畜保健衛生所に連絡するものとする。
- (4) 水平感染を防止する。
 - ア 衛生管理基準を遵守し、本病を媒介する「アブ」等の吸血昆虫による感染を防止する。
 - イ 感染牛の搾乳は、最後に行う。
 - ウ 注射針および直検手袋を確実に交換する。
 - エ 除角、去勢、削蹄、耳標装着および鼻環装着等の実施後は止血を行い、それらの器具の使用時には 1 頭ごとに消毒する。
- (5) 垂直感染を防止する。
 - ア 感染牛はできるだけ繁殖に供さない。

イ 感染牛の乳は子牛に給与しない。やむを得ず給与する場合は、正確な温度制御が可能な加温器を用いて加温したものまたは一度完全に凍結し、融解したものを給与する。

附則

平成 10 年 制定

平成 20 年 7 月 31 日一部改正

平成 29 年 6 月 1 日一部改正

令和 5 年 7 月 11 日一部改正

2 福井県ヨーネ病防疫対策要領

第1 目的

この要領は、牛のヨーネ病（以下「本病」という。）の発生予防およびまん延防止対策を計画的かつ効果的に実施するために、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）および家畜防疫対策要綱（平成11年4月12日付け11畜A第467号農林水産省畜産局長通知）ならびに牛のヨーネ病防疫対策要領（平成25年4月1日24消安第5999号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、本病の防疫対策に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

本要領において、次の1から11までに掲げる用語の定義は次のとおりとする。

- 1 「新規発生確認」とは、3のカテゴリーⅠの農場において、本病の発生が確認されたことをいう。
- 2 「清浄確認」とは、本病の発生が確認されていないこと、または本病の発生が確認された後、第6に規定する措置および第7に規定する対策を講じ、患畜等（本病の患畜および疑似患畜をいう。以下同じ。）が確認されなくなったことをいう。
- 3 「カテゴリーⅠの農場」とは、清浄確認が行われており、第4の規定により予防対策が講じられ、かつ、第5の(1)に掲げるサーベイランスで陰性が確認された農場をいう。
- 4 「カテゴリーⅡの農場」とは、本病の発生があり、第6に規定する措置または第7に規定する対策を講じている農場をいう。
- 5 「抗体検査」とは、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号。以下「規則」という。）別表第1ヨーネ病の項のスクリーニング法のうち予備的抗体検出法による検査をいう。
- 6 「予備的遺伝子検査」とは、規則別表第1ヨーネ病の項のスクリーニング法のうち予備的遺伝子検出法（以下単に「予備的遺伝子検出法」という。）による検査（7のプール糞便検査で陽性となった検体に含まれる個体の糞便材料について行う予備的遺伝子検出法による検査を含む。）をいう。
- 7 「プール糞便検体」とは、複数個体の糞便材料を一つの検体として行う予備的遺伝子検査をいう。
- 8 「診断的遺伝子検査」とは、規則別表第1ヨーネ病の項のリアルタイムPCR法（ヨーネ病診断用リアルタイムポリメラーゼ連鎖反応キット（プローブを用いるものに限る。）による方法）による検査をいう。
- 9 「遺伝子検査（定性判定）」とは、診断的遺伝子検査によるヨーネ菌DNAの有無を確認する判定をいう。
- 10 「遺伝子検査（定量判定）」とは、診断的遺伝子検査による糞便抽出液2.5 μ l中のヨーネ菌DNA濃度を基準とした判定(0.001pg/2.5 μ l以上の検体を陽性とする。)をいう。
- 11 「抗原検査」とは、規則別表第1ヨーネ病の項の分離培養法による細菌検査、予備的遺伝子検査または診断的遺伝子検査をいう。

第2の2

プール糞便検査は、規則別表第1ヨーネ病の項のスクリーニング法（ヨーネ病診断用リアルタイムポリメラーゼ連鎖反応キット（インターナルコントロールを用いるものに限る。）による方法）を用いて、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下「動物衛生研究部門」という。）が定める「ヨーネ病検査マニュアル」に記載された手法に従い、行うものとする。

第3 対象牛

- 1 搾乳の用に供し、または供する目的で飼養している雌牛。
- 2 種付けの用に供し、または供する目的で飼養している雄牛。
- 3 前2の牛と同一施設内で飼養している牛。
- 4 繁殖の用に供し、または供する目的で飼養している肉用雌牛。

第4 発生予防対策

家畜保健衛生所（以下「家保」という。）は、獣医師等と連携し、牛の所有者に対し、本病の発生予防に関する知識の普及・啓発に努めるとともに、法第12条の3の規定に基づく飼養衛生管理基準ならびに次の1および2に掲げる事項を遵守するよう、助言または指導を行う。

1 適切な飼養衛生管理

牛の所有者は、適切な飼養衛生管理を行うため、次の(1)から(7)までに掲げる事項を行う。

- (1) 子牛は可能な限り早期に成牛（母牛を含む。）群から離して飼養すること。
- (2) 子牛への初乳給与にあたっては、清浄確認が行われており、かつ、第4に掲げる発生予防対策を講じている農場の牛の初乳または代用初乳を摂取させること。
- (3) 分娩牛房は清潔に保つこと。
- (4) 牛の排せつ物および排せつ物を含む敷料については、草地等への直接還元は避け、切り返し等を十分に行い、完全に熟成（堆肥化）させること。
- (5) 牛舎内、特に牛床、飼槽およびウォーターカップについては、常に清潔に保つよう、定期的に清掃または消毒すること。
- (6) 農場入口での消毒薬の散布ならびに牛舎入口での専用作業靴への交換および踏込消毒槽の設置等による、入場車両および作業靴の消毒等の必要な措置を講ずること。
- (7) 日ごろより飼養牛の健康状態を観察し、何らかの異常が確認された場合には速やかに獣医師または家保に連絡し、必要な検査を受けること。

2 牛の移動の際の証明等

本病の農場への侵入は、ヨーネ菌に感染した牛の導入によるものが多いと考えられることから、牛の所有者は、出荷農場、導入農場双方の協力により次の(1)から(7)までに掲げる措置を確実に講じ、本病の発生予防に努める。

- (1) 農場への牛の導入にあたっては、出荷農場が第9の証明書によりカテゴリーIの証明を受けていることを確認する。また、カテゴリーIの証明を受けていることを確認した農場からの導入牛であっても、導入時には抗体検査、ヨーニン検査または抗原検査により陰性を確認する。

(2) やむを得ずカテゴリーⅡの農場から牛を導入する場合にあっては、過去6か月以内に最低3か月の間隔をあけた2回以上の抗原検査により陰性が確認された個体に限ること。あわせて、導入後に再度、1回以上の抗原検査により陰性を確認する。

なお、出荷月齢等の理由から、最低3か月の間隔をあけた2回以上の抗原検査の実施が困難なものについては、1回の抗原検査により陰性を確認した個体に限り出荷できるものとする。この場合においては、導入農場において導入後に最低3か月の間隔をあけた2回以上の抗原検査により陰性を確認すること。

また、導入農場は、導入牛が出荷の際に受けた検査（結果）回数を第9の証明書により確認した上で、家畜保健衛生所へ導入後の検査を依頼すること。

(3) カテゴリーⅠおよびⅡ以外の農場から牛を導入する場合は、第9の証明書により陰性を確認するよう努めること。陰性の確認されていない個体については、導入農場において、抗体検査、ヨーニン検査または抗原検査により陰性を確認する。

(4) 牛の出荷者は、(1)から(3)までの確認が円滑に行われるよう、第9の規定に基づき、必要な証明書の交付を家保から受けること。

(5) 牛を導入した場合には、該当牛について、(1)から(3)までの確認が終了するまでの間、隔離牛舎、空き牛舎等を利用し、他の飼養牛と接触させないよう隔離飼育すること。

ただし、肥育のみを行なう農場における牛の導入にあっては、(1)から(3)までの検査および隔離飼育は必ずしも必要ではない。

(6) 共進会等の催物を目的とした、カテゴリーⅡの農場からの牛の一時的な移動にあたっては、当該催物の開催者から出場の許可を得た場合であっても、当該移動牛について少なくとも(2)の規定に準じ、本病の陰性を確認すること。

また、カテゴリーⅡ以外の農場からの牛の移動についても、抗体検査、ヨーニン検査または抗原検査により、陰性を確認する。

(7) カテゴリーⅡの農場からの牛の移動に際しては、隔離・消毒の徹底等、輸送中の他の農場の牛が本病に感染することを防ぐための措置を講ずること。

第5 患畜または疑似患畜の判定

家畜防疫員は、次の(1)から(4)までの検査を実施し、規則別表第1ヨーネ病の項の規定に基づき、患畜等を判定する。

- (1) 法第5条に基づく検査（サーベイランス）
- (2) 第4の2の(1)から(3)までの規定に基づく検査（以下「着地検査」という。）
- (3) 第6の4および第7に規定された同居牛の検査
- (4) その他病性鑑定等による自主検査

第6 患畜等確認時の防疫措置

家保は、獣医師および患畜等の所有者と連携し、次の1から6までに掲げる防疫措置を講じる。

1 患畜等の隔離

本病の患畜等の所有者に対し、法第14条第1項の規定に基づき患畜等を速やかに隔離するよう指示する。

2 殺処分命令

本病の患畜の所有者に対し、法第 17 条第 1 項の規定に基づき、患畜が確認された後 2 週間以内に当該患畜の殺処分を行うよう命ずる。

3 消毒等

患畜等が確認された農場においては、患畜の所有者に対し、法第 25 条第 1 項の規定に基づき、牛舎内の消毒（石灰乳の塗布等）を行うよう指示するとともに、糞尿（発酵が不十分な堆肥を含む。）の適正な処理について指導する。また、上記の防疫措置が終了するまでの間、関係者以外の出入りを制限するよう指導する。

4 患畜確認時の検査

患畜が確認された農場においては、直ちに、法第 31 条または法第 51 条等に基づき、次の (1) および (2) に従い検査を実施する。ただし、第 4 の 2 の (1) から (5) までの規定に基づき、検査および隔離飼育中（直接または間接的に他の飼養牛と接触しない場合）に患畜が確認された場合にあっては、この限りではない。

(1) 当該農場で飼養されている繁殖の用に供し、または供する目的で飼養されている 6 か月齢以上のすべての牛について、次のいずれかの検査（以下「同居牛検査」と総称する。）を実施すること。ただし、同居牛検査時に水様性下痢、栄養不良、泌乳量の低下等の臨床症状を示す個体については、②の検査を選択するとともに、必要に応じて糞便の細菌検査（直接鏡検）もあわせて実施すること。また、検査日前 1 か月の間に次の①または②の検査方法で検査を実施している場合は、当該検査を同居牛検査の一部とみなすことができる。

① 抗体検査または予備的遺伝子検査を行い、陽性となった個体について実施する診断的遺伝子検査

② 分離培養法による細菌検査または診断的遺伝子検査

(2) 該当農場で飼養されている牛のうち、6 か月齢未満の牛については、本病の発生状況等を踏まえ、抗原検査またはヨーニン検査等を実施すること。

5 出荷農場に対する措置

家保は、着地検査で患畜が確認された場合は、検査の結果および疫学的な関連を考慮し、出荷農場に対し法第 51 条および 4 に基づく検査を行う。

なお、出荷農場が県外に所在する場合には、県は出荷農場の所在する都道府県に連絡し、連絡を受けた都道府県は出荷農場について必要な検査等を行なう。

6 病性鑑定の実施

本病の患畜については、細菌学的検査、病理学的検査等の病性鑑定を実施し、必要に応じて、その検査結果および病性鑑定材料を動物衛生研究部門に送付する。

第 7 まん延防止対策

家保は、獣医師および患畜の所有者等と連携し、第 6 に規定する発生確認時の防疫措置終了後、次に掲げるまん延防止対策を講ずる。

1 まん延防止のための検査

まん延防止のための検査は、次の (1) および (2) により実施する。ただし、新規発生確認の際に、水様性下痢、泌乳量の低下、削瘦等の臨床症状を示す患畜が確認された農場または第 6 に規定する措置もしくは 1 から 3 までの対策を実施している際に患畜が確認された農場等については、(1) の最終検査後 2 年間、少なくとも年 1 回同

居牛検査を実施する。なお、まん延防止のための検査については、検査手数料を徴収しないこととする。

(1) 第6の4の(1)に規定する検査の後、まん延防止のため、少なくとも年3回の同居牛検査を実施する。

(2) 第6の4の(2)に規定する検査を実施する。

2 自主検査の推進

家保は、患畜が確認された農場の早期の清浄化を図るため、牛の所有者に対し、第6の4および1に規定する検査の他に、自主的な検査を実施するよう、助言指導を行う。

3 自主とう汰の推進

家保は、患畜が確認された農場の早期の清浄化を図るため、牛の所有者に対し、次の(1)または(2)に該当する牛が確認された場合には、速やかに自主的にとう汰するよう助言または指導する。

(1) 高度な汚染が想定される農場で飼養されており、患畜と疫学的に関連が高い牛。

(2) 診断的遺伝子検査の結果、遺伝子検査(定性判定)により陽性となったもの(ただし、遺伝子検査(定量判定)により陽性となったものを除く。)

第8 サーベイランスの実施

第5の(1)の検査については、地域を指定して少なくとも5年ごとに実施する。

第9 検査証明書の交付

家保は、牛の所有者から、該当農場がカテゴリーIであることの証明またはヨーネ病検査において陰性であったことの証明に係る申請があった場合は、必要な事項について確認の上、別記様式により証明書を交付する。

付則

1. 平成12年制定
2. 平成20年 6月2日 改正
3. 平成20年12月1日 改正
4. 平成25年 4月1日 改正
5. 平成29年 6月1日 改正
6. 令和6年 7月1日 改正

(別記様式 I)

農場カテゴリー I 証明書交付申請書

年 月 日

福井県家畜保健衛生所長 様

申請者
住所
氏名

農場で飼養している牛を移動させたいので、当該農場が牛のヨーネ病防疫対策要領(平成 25 年 4 月 1 日 24 消安第 5999 号農林水産省消費・安全局長通知)においてカテゴリー I に分類される農場であることを証明願います。

記

1 農場名(所有者名)	
2 農場所在地	

(別記様式 2)

家保第 号

農場カテゴリー I 証明書

様

下記の農場は牛のヨーネ病防疫対策要領（平成 25 年 4 月 1 日 24 消安第 5999 号農林水産省消費・安全局長通知）において、カテゴリー I に分類されることを証明します。

記

1 農場名（所有者名）	
2 農場所在地	
3 最終検査実施年月日	
4 その他	

年 月 日

福井県家畜保健衛生所長

カテゴリー I とは

本病の発生が確認されていない、または本病の発生が確認されたが、本要領第 6 に規定する措置および第 7 に規定する対策を講じ、すべての検査での陰性が確認されたものであって、第 4 の規定により予防対策を講じており、かつ、第 5 の 1 に定めるサーベイランスで陰性が確認された状態をいう。

(別記様式 3)

ヨーネ病検査証明書交付申請書

年 月 日

福井県家畜保健衛生所長 様

申請者
住所
氏名

飼養している下記の牛を農場から移動させるので、ヨーネ病の検査の結果を証明願います。

記

移動先	1 移動予定年月日	
	2 移動先等 (所在地、農場名等)	
農場名等	1 農場名 (所有者名)	
	2 農場所在地等	
牛名号等	1 品 種	
	2 性 別	
	3 名 号	
	4 生年月日	

(別記様式 4)

家保第 号

ヨーネ病検査証明書

様

下記の牛についてヨーネ病の検査の結果を証明します。

記

農場名等	1 農場名 (所有者名)			
	2 農場所在地等			
	3 患畜の最終発生日			
	4 農場における最終発生日後の検査回数※			
牛名号等	1 品種			
	2 性別			
	3 名号			
	4 個体識別番号			
	5 生年月日			
検査結果	1 検査の種類	遺伝子検査法	分離培養法	その他
	2 採材日/判定日 1回目 2回目 ○回目			
	3 結果	陰性	陰性	陰性
導入農場における2回以上の再検査の必要性		必要/不要		

※同居牛検査に限る

年 月 日
福井県家畜保健衛生所長

【令和6年度家畜保健衛生事業成績】

I 家畜伝染病予防事業成績

第1 予防事業

総括表

事業名	対象家畜	実施頭羽群数	摘要
1 ヨーネ病検査	牛	542	家畜伝染病予防法第5条および51条
2 牛伝染性疾病検査	牛	延14,616	臨床検査頭数(以下の検査を含む) 家畜伝染病予防法第5条
		21	アカバネ病
		1578	家畜伝染病予防法第51条 牛伝染性リンパ腫
		344	牛ウイルス性下痢
		10	ブルセラ症
3 牛海綿状脳症検査	牛	15	家畜伝染病予防法第5条
4 豚熱検査	豚	204	家畜伝染病予防法第5条
5 豚伝染性疾病検査	豚	延18,494	臨床検査頭数(以下の検査を含む) 家畜伝染病予防法第51条
		242	オーエスキー病(AD)
		242	豚繁殖・呼吸障害症候群(PRRS)
6 野生いのしし豚熱検査	いのしし	432	家畜伝染病予防法第5条
7 豚熱ワクチン接種	豚	6038	家畜伝染病予防法第6条
8 伝達性海綿状脳症	めん羊・山羊	5	家畜伝染病予防法第5条
9 家きん伝染性疾病検査	家きん	延1,629,618	臨床検査羽数(以下の検査を含む) 家畜伝染病予防法第5および51条
		520	高病原性鳥インフルエンザ
		480	ニューカッスル病
		480	鳥マイコプラズマ症
		55	家きんサルモネラ症(ひな白痢)
10 腐蛆病検査	蜜蜂	342	家畜伝染病予防法第5条

1 ヨーネ病検査成績

市町名	ヨーネ病		
	検査戸数	検査頭数	陽性頭数
福井市	2	27	0
敦賀市	1	7	0
大野市	4	167	0
勝山市	3	186	0
あわら市	2	25	0
坂井市	2	13	0
若狭町	2	117	0
合 計	16	542	0

2 牛伝染性疾病検査成績

(1) アカバネ病の流行状況調査

勝山市および若狭町の2戸、計21頭を対象に6月から11月にかけて定期的に採血し抗体の動きを調査した。

疾 病 名	検 査 戸 数	検 査 頭 数	陽 転 頭 数			
			6 月	8 月	9 月	11 月
ア カ バ ネ 病	2	21	0	0	0	0

アカバネ病ウイルスの動きは確認されなかった。

(2) 牛伝染性リンパ腫

市 町 名	検 査 戸 数	検 査 頭 数	陽 性 頭 数
福 井 市	1	9	0
敦 賀 市	2	50	5
大 野 市	4	239	35
勝 山 市	3	829	9
あ わ ら 市	2	76	0
坂 井 市	4	114	0
池 田 町	1	1	0
若 狭 町	2	260	7
合 計	19	1,578	56

(3) 牛ウイルス性下痢

市 町 名	検査戸数	検査頭数	陽性頭数
福 井 市	3	27	0
敦 賀 市	1	10	0
大 野 市	4	64	0
勝 山 市	3	121	0
あ わ ら 市	2	76	0
坂 井 市	1	4	0
美 浜 町	1	29	0
若 狭 町	3	13	0
合 計	18	344	0

(4) ブルセラ症

市町名	ブルセラ症		
	検査戸数	検査頭数	陽性頭数
福井市	1	1	0
敦賀市	0	0	0
大野市	1	2	0
勝山市	1	6	0
あわら市	0	0	0
坂井市	0	0	0
若狭町	1	1	0
合 計	4	10	0

3 牛海綿状脳症検査成績

牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく分類

月 齢	合 計	特定症状牛	起立不能牛	BSE関連症状牛	と畜場牛	その他
		(ア) a	(ア) b	(ア) c	(ア) d	(ア) e
12か月齢未満	0	0	0	0	0	0
12か月齢以上	2	0	2	0	0	0
24か月齢以上	3	0	3	0	0	0
48か月齢以上	4	0	4	0	0	0
60か月齢以上	1	0	1	0	0	0
72か月齢以上	4	0	4	0	0	0
84か月齢以上	0	0	0	0	0	0
96か月齢以上	0	0	0	0	0	0
108か月齢以上	1	0	1	0	0	0
不 明	0	0	0	0	0	0
合 計	15	0	15	0	0	0

4.5. 豚熱検査および豚伝染性疾病検査成績

市 町 名	検査戸数	検査頭数および抗体陽性頭数					
		豚 熱		A D		P R R S	
		検査	陽性	検査	陽性	検査	陽性
大 野 市	1	60	42	60	0	60	0
越 前 市	1	138	119	176	0	176	0
坂 井 市	1	6	6	6	0	6	0
合 計	3	204	167	242	0	242	0

豚熱については、ワクチン接種による抗体陽性が確認された。

A D、P R R Sについては、抗体陽性豚は確認されなかった。

6 野生いのしし豚熱検査成績

(1) 豚熱遺伝子検査 (PCR 法)

市町名	検査頭数	陽性頭数	陽性率 (%)
福井市	37	1	2.7
敦賀市	7	0	0.0
小浜市	25	0	0.0
大野市	81	1	1.2
勝山市	0	0	0.0
鯖江市	8	0	0.0
あわら市	35	1	2.9
越前市	46	1	2.2
坂井市	11	3	27.3
永平寺町	7	0	0.0
池田町	0	0	0.0
南越前町	14	1	7.1
越前町	17	0	0.0
美浜町	52	0	0.0
高浜町	45	0	0.0
おおい町	14	0	0.0
若狭町	33	0	0.0
県全体	432	8	1.9

併せて行ったアフリカ豚熱遺伝子検査は全頭陰性

(2) 豚熱抗体検査 (ELISA 法)

市町名	検査頭数	陽性頭数 (擬陽性含)	陽性率 (%)
福井市	31	15	48.4
敦賀市	6	6	100.0
小浜市	20	2	10.0
大野市	62	22	35.5
鯖江市	6	0	0.0
あわら市	26	3	11.5
越前市	40	23	57.5
坂井市	10	4	40.0
永平寺町	3	1	33.3
南越前町	10	9	90.0
越前町	14	6	42.9
美浜町	37	15	40.5
高浜町	27	3	11.1
おおい町	13	2	15.4
若狭町	30	2	6.7
県全体	335	113	33.7

7 豚熱ワクチン接種成績

市町名	繁殖雌豚	種雄豚	肥育豚	その他	合計
福井市	0	0	0	0	0
大野市	0	0	0	0	0
越前市	319	3	5,696	0	6,018
坂井市	2	1	15	2	20
計	321	4	5,711	2	6,038

8 伝達性海綿状脳症検査成績（めん羊・山羊）

畜種	合計		雄		雌	
	検査頭数	陽性頭数	検査頭数	陽性頭数	検査頭数	陽性頭数
めん羊	1	0	0	0	1	0
山羊	4	0	0	0	4	0

9 家きん伝染性疾病検査成績

(1) 高病原性鳥インフルエンザ（定点モニタリング）

採取場所	調査項目	検査材料	検体数	陽性数
福井市 勝山市 坂井市 若狭町 (計4ヶ所)	ウイルス分離	気管スワブ	280 (10羽×7ヶ月×4定点)	0
		クロアカスワブ	280 (10羽×7ヶ月×4定点)	0
	抗体検査	血清	280 (10羽×7ヶ月×4定点)	0

指針一部変更（R6.10.31）により11月以降は実施なし

(2) 高病原性鳥インフルエンザ（県内一円モニタリング）

市町名	検査戸数	検査羽数	陽性羽数
福井市	6	60	0
敦賀市	1	10	0
勝山市	1	10	0
鯖江市	1	10	0
あわら市	2	20	0
越前市	3	30	0
坂井市	5	50	0
池田町	1	10	0
南越前町	1	10	0
越前町	1	10	0
おおい町	1	10	0
若狭町	1	10	0
合計	24	240	0

(3) ニューカッスル病 (ND)、鳥マイコプラズマ症 (MG、MS)

市町名	検査戸数	検査羽数	抗体価			
			N		M G	M S
			5倍未満	5倍以上	陽性羽数	陽性羽数
福井市	6	120	20	100	120	120
敦賀市	1	20	0	20	20	20
勝山市	1	20	20	0	0	0
鯖江市	1	20	0	20	20	20
あわら市	2	40	0	40	40	40
越前市	3	60	0	60	60	60
坂井市	5	100	0	100	90	90
池田町	1	20	0	20	20	20
南越前町	1	20	20	0	0	0
越前町	1	20	0	20	20	20
おおい町	1	20	0	20	20	20
若狭町	1	20	0	20	20	20
合計	24	480	60	420	430	430

(4) 家キンサルモネラ症 (ひな白痢)

市町名	飼養羽数	検査羽数	陽性羽数
坂井市	274	55	0
合計	274	55	0

10 腐蛆病検査成績

市町名	検査場所	実施群数	病群数	備考
敦賀市	2	67	0	10月
大野市	4	155	0	5月、6月
坂井市	1	120	0	10月
合計	7	342	0	

第2 監視伝染病発生状況

伝染性疾病の種類	区分	家畜の種類	発生年月	市町	件数	頭羽群数
牛伝染性リンパ腫	届出	牛	令和6年8月	大野市	1	1
			令和6年12月	坂井市	1	1
			令和7年2月	福井市	1	1
レプトスピラ症	届出	犬	令和6年9月	坂井市	1	1
バロア病	届出	蜜蜂	令和6年9月	福井市	1	1

Ⅱ 家畜衛生技術普及強化事業成績

Ⅰ 総括表

事業名	対象	実施頭羽数	摘要
1 家畜飼養衛生環境改善特別指導事業	牛・豚・鶏		
・乳用牛衛生検査	乳用牛	4,755頭	臨床検査頭数
・肉用牛衛生検査	肉用牛	9,861頭	臨床検査頭数
		140頭	肉用牛繁殖検診頭数
・豚衛生検査	豚	18,494頭	臨床検査頭数
		242頭	精密検査頭数
・家きん衛生検査	採卵鶏・肉用鶏	1,525,024羽	臨床検査羽数
2 繁殖管理技術指導事業	乳用牛	1,626頭	検診頭数
3 動物薬事	動物用医薬品 販売業者	22か所	販売業者の検査指導
4 受精卵移植技術向上対策事業	牛	358頭	受精卵移植の実施
5 若狭牛生産衛生管理対策事業	肉用牛	4戸 985頭	高品質な若狭牛生産のために生産阻害要因となっている課題の調査と要因究明ならびに指導
6 家畜伝染病まん延防止対策事業			
・家畜伝染病まん延防止体制強化	家きん 野鳥	480検体 3検体	インフルエンザモニタリング
・動物由来感染症監視対策強化	乳用牛 豚 家きん	332検体 6検体 96検体	黄色ブドウ球菌 レンサ球菌 サルモネラモニタリング
7 酪農経営安定化事業	乳用牛	19戸 950頭	

Ⅰ 家畜飼養衛生環境改善特別指導事業成績

乳用牛衛生検査は3繁殖管理技術指導事業成績を参照

(1) 肉用牛衛生検査

市町名	対象戸数	飼養頭数	実施回数	繁殖検診頭数
福井市	3	256	6	12
敦賀市	2	44	12	23
越前市	1	20	4	13
坂井市	13	1,076	6	33
池田町	3	208	3	11
美浜町	2	119	10	43
おおい町	1	17	4	5
若狭町	2	70	0	0
合計	27	1,810	45	140

(2) 豚衛生検査

市町名	対象戸数	飼養頭数	実施回数	臨床検査頭数	精密検査頭数
大野市	1	180	2	360	60
越前市	1	2,261	8	18,088	176
坂井市	1	23	2	46	6
合計	3	2,464	12	18,494	242

(3) 家きん衛生検査

市町名	対象戸数	飼養羽数	実施回数	臨床検査羽数	精密検査羽数
福井市	6	6,692	12	13,384	120
敦賀市	1	180	2	360	20
勝山市	1	115	2	230	20
鯖江市	1	200	2	400	20
あわら市	2	201,653	4	403,306	40
越前市	3	39,070	6	78,140	60
坂井市	5	479,399	10	1,015,414	100
池田町	1	400	2	800	20
南越前町	1	300	2	300	20
越前町	1	150	2	300	20
おおい町	1	195	2	390	20
若狭町	1	6,000	2	12,000	20
合計	24	734,354	48	1,525,024	480

2 繁殖管理技術指導事業成績（乳用牛衛生検査と同時実施）

市 町 名	対 象		巡 回 回 数	検 査 頭 数
	戸 数	農 家 頭 数		
福 井 市	3	146	12	352
敦 賀 市	1	36	12	89
大 野 市	4	144	12	393
勝 山 市	2	105	12	303
あ わ ら 市	2	149	12	338
坂 井 市	2	61	12	85
美 浜 町	1	62	8	36
若 狭 町	1	41	12	30
合 計	16	744	92	1,626

3 動物薬事関係業務成績

区 分 業 種	許 可 件 数	新 規 許 可 件 数	許 可 更 新 件 数	許 可 関 係 事 項 変 更 届 出 件 数	許 可 廃 止 件 数	立 入 検 査 実 施 件 数	違 反 発 見 件 数	備 考
販 売 業	店舗販売業	7	1	3	6	0	4	0
	特例店舗販売業	39	0	7	8	1	8	0
	卸売販売業	10	2	0	4	1	4	0
	再生医療等販売業	2	2	0	2	0	2	0
	配置販売業	0	0	0	0	0	0	0
賃 販 売 業 ・ 賃 貸 売 業	高度管理医療機器	9	1	1	4	0	3	0
	管理医療機器	17	1	-	6	0	1	0
合 計	84	7	11	30	2	22	0	

4 受精卵移植技術向上対策事業成績

（1）移植の状況

令和7年3月31日 現在

戸数	検査頭数	移植実施頭数	移植未実施頭数			
			黄体形成不全	卵巣のう腫	その他	計
21	488	358				
			97	13	20	130

(2) 移植成績

令和7年5月9日 現在

移植方法	受精卵種類	移植頭数	受胎頭数	未確認頭数	受胎率
1卵移植	新鮮卵	0	0	0	-
	凍結卵	358	152	11	43.8%

5 若狭牛生産衛生管理対策事業成績

市	町	名	対象戸数	実施回数	検査延頭数
坂	井	市	2	17	480
池	田	町	2	16	505
合		計	4	33	985

6 家畜伝染病まん延防止対策事業成績

(1) 家畜伝染病まん延防止体制強化

① 高病原性鳥インフルエンザ調査（モニタリング）

採取場所	調査項目	検査材料	検体数	陽性数
福井市 勝山市 坂井市 若狭町 (計4ヶ所)	ウイルス分離	気管スワブ	280 (10羽×7ヶ月×4定点)	0
		クローカスワブ	280 (10羽×7ヶ月×4定点)	0
	抗体検査	血清	280 (10羽×7ヶ月×4定点)	0

指針一部変更 (R6.10.31) により11月以降は実施なし

② 死亡野鳥の鳥インフルエンザ検査

検査日	回収場所	種類	検査羽数	簡易検査陽性羽数	遺伝子検査陽性羽数	備考
11月10日	福井市	ハヤブサ	1	1	1	H5N1
11月12日	福井市	イカル	1	0	0	
11月15日	高浜町	オミズガトリ	1	0	0	

(2) 動物由来感染症監視対策強化

① 黄色ブドウ球菌調査（モニタリング）

検査材料	検査戸数	検体数	陽性数
乳	8	332	12
その他	0	0	0
合計	8	332	12

② 豚レンサ球菌調査（モニタリング）

検査材料	検査戸数	検体数	陽性数
臓器	1	6	0
その他	0	0	0
合計	1	6	0

③ 養鶏場におけるサルモネラ汚染状況検査

市町名	検査戸数	塵埃	
		検体数	陽性数
福井市	6	24	0
敦賀市	1	4	0
勝山市	1	4	0
鯖江市	1	4	0
あわら市	2	8	0
越前市	3	12	0
坂井市	5	20	0
池田町	1	4	0
南越前町	1	4	0
越前町	1	4	3
おい町	1	4	0
若狭町	1	4	0
合計	24	96	3

9 酪農経営安定化事業成績

対象農家戸数	対象頭数	巡回指導回数	乳房炎検査頭数	血液生化学検査頭数
19	950	228	211	107

① 乳房炎検査頭数（重複）

黄色ブドウ球菌	ブドウ球菌	レンサ球菌	腸内細菌	その他の菌	異常なし
12	64	77	8	107	94

② 血液生化学検査（重複）

肝機能低下	炎症性疾患	筋損傷	ケト-シス	Ca低下	リンパ球増多	その他の疾患	異常なし
5	13	20	3	6	4	23	103

Ⅲ 病性鑑定成績

Ⅰ 概要

病性鑑定実施件数は 333 件（前年度 410 件）で、実施頭羽数は 675 頭羽（前年度 763 頭羽）、検体数は 782 検体（前年度 790 検体）であった。畜種別では、乳用牛は 407 頭、531 検体（前年度は 412 頭、437 検体）、肉用牛は 148 頭、148 検体（前年度は 91 頭、93 検体）、豚は 7 頭、7 検体（前年度は 110 頭、110 検体）、めん羊・山羊は 50 頭、33 検体（前年度は 18 頭、18 検体）、家きんは 34 羽、34 検体（前年度は 51 羽、51 検体）、となった。

前年度に比べ、病性鑑定実施件数が減少した。特に乳用牛と豚の解剖頭数が大幅に減少しており、これは今年度の県手数料条例の改正により、焼却手数料が新設されたことが大きく影響していると思われる。乳用牛では廃用牛の搬入頭数が減少していることから、農場において計画的な淘汰更新が行われるようになったと考えられる。また、養豚農家では病性鑑定が不要な死廃豚の処分は化製場を利用することとなり、搬入頭数が激減した。一方で肉用牛の病性鑑定実施頭数はやや増加しており、解剖頭数も例年並みであった。肉用牛では急性鼓脹症、牛クロストリウム・パーフリンゲンズ感染症および尿石症などによる死廃が多く、これらの急性の経過をたどる疾病による死廃頭数は、焼却手数料の新設後も変わっていない。めん山羊について解剖頭数は昨年並みであったが、糞便の寄生虫検査の件数が増加した。検査の大半が駆虫薬による治療後の確認、治療を前提とした検査の依頼であることから、飼養者の駆虫に対する意識が向上しつつあると考える。

依頼者別の内訳では、例年どおり飼養者からの依頼が最も多かった（233 件、70.0%）。項目別では、細菌検査が 174 件、ウイルス検査が 30 件、寄生虫検査が 38 件、生化学検査が 86 件、病理検査が 77 件（前年度はそれぞれ 221 件、93 件、31 件、76 件、245 件）であった。

家畜伝染病の発生は確認されなかったが、届出伝染病は 4 例の発生があった（家畜保健衛生所にて診断した症例に限る）。内訳は牛伝染性リンパ腫 3 例（肉用牛 1 例、乳用牛 2 例）、バロア病 1 例（セイヨウミツバチ）であった。

監視伝染病以外の伝染性疾病の発生状況は次のとおりであった。乳用牛では牛クロストリウム・パーフリンゲンズ感染症、牛ロタウイルス病（ロタウイルス A、B）、消化管内線虫症（鞭虫）、肉用牛では牛クロストリウム・パーフリンゲンズ感染症、牛大腸菌症、牛パスツレラ症、牛ロタウイルス病（ロタウイルス A）、牛コクシジウム病がみられた。豚では豚クロストリウム・パーフリンゲンズ感染症、豚増殖性腸炎、豚胸膜肺炎がみられた。

死廃原因の主なものは乳用牛では牛クロストリウム・パーフリンゲンズ感染症、乳房炎、肝機能障害、子宮捻転・破裂、ダウナー牛症候群などであった。肉用牛では急性鼓脹症、牛クロストリウム・パーフリンゲンズ感染症、牛大腸菌症、遺残臍帯炎などであった。

乳房炎検査では、レンサ球菌、コアグラールゼ陰性ブドウ球菌が分離される検体が多かった。

2 家畜別病性鑑定実施件数

	乳用牛	肉用牛	馬	豚	めん羊 山羊	家きん	その他	合計
件数	178	102	7	7	22	8	9	333
頭数	407	148	16	7	50	34	13	675
検体数	531	148	16	7	33	34	13	782

3 月別病性鑑定実施件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
乳用牛	件数	6	10	15	14	18	24	16	13	15	19	11	17	178
	頭数	11	15	74	23	71	40	23	16	29	40	11	54	407
	検体数	12	19	75	55	87	67	27	28	29	55	11	66	531
肉用牛	件数	7	8	7	6	9	7	8	9	9	11	11	10	102
	頭数	7	8	13	10	13	10	15	14	16	14	15	13	148
	検体数	7	8	13	10	13	10	15	14	16	14	15	13	148
馬	件数	1	0	1	0	0	1	2	0	0	2	0	0	7
	頭数	1	0	1	0	0	1	11	0	0	2	0	0	16
	検体数	1	0	1	0	0	1	11	0	0	2	0	0	16
豚	件数	4	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	7
	頭数	4	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	7
	検体数	4	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	7
めん羊 山羊	件数	1	3	1	0	2	1	1	2	2	1	5	3	22
	頭数	1	4	1	0	2	1	1	2	2	1	13	22	50
	検体数	1	4	1	0	2	1	1	2	2	1	8	10	33
家きん	件数	2	0	0	1	0	1	3	0	0	0	0	1	8
	頭数	19	0	0	1	0	7	6	0	0	0	0	1	34
	検体数	19	0	0	1	0	7	6	0	0	0	0	1	34
その他	件数	1	0	0	1	0	3	0	0	1	2	0	1	9
	頭数	1	0	0	1	0	7	0	0	1	2	0	1	13
	検体数	1	0	0	1	0	7	0	0	1	2	0	1	13
合計	件数	22	21	24	23	30	38	30	24	27	35	27	32	333
	頭数	44	27	89	36	87	67	56	32	48	59	39	91	675
	検体数	45	31	90	68	103	94	60	44	48	74	34	91	782

4 依頼者別内訳

	県機関	市 町	農 業 共 済	農 協 等 団 体	民 間 獣 医 師	飼 養 者	そ の 他	合 計
乳用牛 件数	8	0	24	0	8	138	0	178
乳用牛 頭数	8	0	32	0	10	357	0	407
乳用牛 検体数	9	0	32	0	10	480	0	531
肉用牛 件数	12	2	7	3	21	57	0	102
肉用牛 頭数	14	2	11	3	25	93	0	148
肉用牛 検体数	14	2	11	3	25	93	0	148
馬 件数	0	0	0	0	0	7	0	7
馬 頭数	0	0	0	0	0	16	0	16
馬 検体数	0	0	0	0	0	16	0	16
豚 件数	0	1	0	0	0	6	0	7
豚 頭数	0	1	0	0	0	6	0	7
豚 検体数	0	1	0	0	0	6	0	7
めん羊 件数	3	0	0	0	0	19	0	22
山 羊 頭数	3	0	0	0	0	47	0	50
山 羊 検体数	3	0	0	0	0	30	0	33
家きん 件数	2	1	0	0	0	5	0	8
家きん 頭数	2	1	0	0	0	31	0	34
家きん 検体数	2	1	0	0	0	31	0	34
その他 件数	0	8	0	0	0	1	0	9
その他 頭数	0	8	0	0	0	5	0	13
その他 検体数	0	8	0	0	0	5	0	13
合 計 件数	25	12	31	3	29	233	0	333
合 計 頭数	27	12	43	3	35	555	0	675
合 計 検体数	28	12	43	3	35	661	0	782

5 項目別病性鑑定実施件数（重複）

	現 地 調 査	細 菌	ウイルス	寄 生 虫	生 化 学	病 理	そ の 他	合 計
乳用牛 件数	3	95	12	7	51	30	0	198
乳用牛 頭数	-	260	34	15	94	30	0	433
肉用牛 件数	0	51	12	12	32	27	0	134
肉用牛 頭数	-	56	16	15	70	27	0	184
馬 件数	0	1	0	0	0	2	0	3
馬 頭数	-	1	0	0	0	2	0	3
豚 件数	0	6	4	0	1	1	0	12
豚 頭数	-	6	4	0	1	1	0	12
めん羊 件数	3	13	1	14	0	8	0	39
山 羊 頭数	-	40	1	25	0	8	0	74
家きん 件数	3	4	1	2	0	5	0	15
家きん 頭数	-	22	3	9	0	9	0	43
その他 件数	0	4	0	3	2	4	0	13
その他 頭数	-	4	0	7	2	4	0	17
合 計 件数	9	174	30	38	86	77	0	414
合 計 頭数	-	389	58	71	167	81	0	766

6 依頼目的別病性鑑定実施件数（主な検査依頼項目、一部重複）

依頼目的	乳用牛		肉用牛		馬		豚		めん山羊		家きん		その他	
	件数	頭数	件数	頭数	件数	頭数	件数	頭数	件数	頭数	件数	頭数	件数	頭数
死亡	46	46	42	42	6	6	6	6	12	12	5	8	5	5
廃用														
伝染性疾病疑い														
起立不能、横臥	19	19	3	3										
呼吸器症状			1	1										
難治性乳房炎														
衰弱											1	12		
下痢	1	1												
食欲廃絶	1	1												
発育不良											1	7		
その他	1	1	2	2										
異常産、死産	4	4	11	11										
下痢、血便	8	25	11	18					3	3				
乳房炎検査	55	212												
生化学検査														
食欲不振	23	23	7	11										
起立不能、困難	4	5												
健康診断	4	43	5	15	1	10								
ビタミンA検査			8	36										
削瘦・発育不良	1	1												
その他	8	16	8	10			1	1						
寄生虫検査	2	9	7	10					9	20	1	7		
その他	8	24	4	9										

7 主な畜種別病性鑑定結果

畜種	依頼目的	診断名	件数	頭数
【乳用牛】	死因	衰弱死	9	9
		乳房炎	4	4
		牛クロストリウム・パーフリグンス感染症	4	4
		子宮破裂	3	3
		牛伝染性リンパ腫	2	2
		肝機能障害	2	2
		敗血症	2	2
		後産停滞	1	1
		ケトーシス	1	1
		鼓脹症	1	1
		子宮捻転	1	1
		子宮脱	1	1
		食滞	1	1
		低カルシウム血症	1	1
		肺炎	1	1
		ルーメンアシドーシス	1	1
		結腸閉鎖症	1	1
		出血性腸症候群	1	1
		第四胃穿孔	1	1
		直腸肛門奇形	1	1
		肥満牛症候群疑い	1	1
		飛節周囲炎	1	1
		分娩事故	1	1
		疣贅性心内膜炎、乳房炎	1	1
	管理失宜	1	1	
	死産・異常産	早期胎盤剥離	1	1
		原因不明	3	3
	廃用	肝機能障害	5	5
		筋損傷	5	5
		ダウナー牛症候群	3	3
		股関節脱臼	2	2
		化膿性筋炎	1	1
		化膿性関節炎	1	1
化膿性乳房炎		1	1	
奇形（橈尺骨）		1	1	
消化管内線虫症（鞭虫）		1	1	
肝膿瘍		1	1	

	骨折	1	1
	出血性腸症候群	1	1
	衰弱	1	1
	創傷性胃横隔膜炎	1	1
	創傷性第二胃腹膜炎	1	1
	胎膜水腫	1	1
	膿瘍形成	1	1
起立困難・不能	筋損傷	3	3
	ケトーシス	1	1
下痢	牛ロタウイルス病（ロタウイルスA）	2	11
	牛ロタウイルス病（ロタウイルスB）	1	6
	消化管内線虫症（鞭虫）	1	8
食欲不振・廃絶	肝機能低下	9	9
	炎症性疾患	6	6
	腎機能低下	4	4
	低カルシウム血症	4	4
	脱水	3	3
	ケトーシス	3	3
	リンパ球増多	2	2
	低コレステロール血症	2	2
	筋損傷	1	1
乳房炎	レンサ球菌	26	77
	コアグラージェ陰性ブドウ球菌	17	64
	黄色ブドウ球菌	8	12
	大腸菌群	4	8
	その他	10	107
【肉用牛】	死因		
	急性鼓脹症	10	10
	牛クロストリウム・パーフリグンス感染症	6	6
	牛大腸菌症	4	4
	敗血症	3	3
	遺残臍帯炎	3	3
	子宮脱	2	2
	衰弱	2	2
	食滞	2	2
	肺炎	2	2
	窒息	2	2
	牛伝染性リンパ腫	1	1
	牛パスツレラ症	1	1
	虚弱子牛症候群	1	1
	脂肪壊死症	1	1

		奇形	1	1
		真菌症	1	1
		穿孔性第四胃潰瘍	1	1
		腸間膜捻転	1	1
		尿石症	1	1
		臍ヘルニア	1	1
	死産、流産	分娩事故	5	5
		早期胎盤剥離	1	1
		原因不明	5	5
	廃用	尿石症	3	3
		子宮穿孔	1	1
		肺炎	1	1
	下痢	牛コクシジウム病	2	2
		牛ロタウイルス病（ロタウイルスA）	1	5
		牛トロウイルス感染	1	5
	食欲不振・廃絶	肝機能低下	3	3
		筋損傷	2	2
		ビタミンA欠乏症	2	2
		炎症	1	1
【馬】	死因	腸捻転	2	2
		腸結石症	1	1
		フレグモーネ	1	1
		循環障害	1	1
		消化管通過障害	1	1
【豚】	死因	豚クロストリウム・パーフリクシス感染症	3	3
		豚胸膜肺炎	1	1
		豚増殖性腸炎	1	1
		肺炎	1	1
		膀胱破裂	1	1
【めん・山羊】	死因	胃内異物	3	3
		鼓脹症	2	2
		食滯	2	2
		腫瘍	1	1
		食滯	1	1
		サルモネラ症	1	1
		肺水腫	1	1
		心不全	1	1
		尿石症	1	1
	下痢	消化管線虫症	4	4
		コクシジウム病	1	2

		肝蛭症	1	1
【家きん】	死因・廃用	敗血症	1	12
		化膿性脊椎炎	1	7
		尻つつき	2	5
		卵塞症	1	1
		腫瘍	1	1
合 計			295	548